

# 妊産婦医療費助成のあらまし

妊産婦医療費助成制度とは、安心、安全に出産することを願って、妊産婦が支払う医療費の一部を三条市が助成するものです。

## ■ 助成対象者

三条市内に住所のある妊産婦

## ■ 助成対象期間

登録申請をされた日から出産された月の翌月末日までです。



## ■ 助成の内容

医療費の自己負担額（3割負担）のうち、次の「一部負担金」を除いた額を助成します。

### 【一部負担金】

- 外 来：1日 530円（同一の医療機関等において、1か月4日まで。5日目以降は無料です。）
- 入 院：1日1200円（差額ベッド代や食事負担額などは対象外です。）
- 訪問看護：1日 250円
- 調 剤：なし（一部負担金はいただきません。）

## ■ 受診の方法

- 県内の医療機関等を受診するとき  
健康保険証と受給者証を提示し、一部負担金をお支払いください。
- 県外の医療機関等を受診するときや、受給者証を忘れたとき  
一旦、健康保険証の負担どおり3割負担分をお支払いください。  
その後、2年以内に、受給者証、領収書、振込先となる受給者名義の預金通帳をお持ちになり、届出窓口にて、一部負担金との差額の払い戻し手続を行ってください。  
後日、助成金を振り込みいたします。



## ■ 助成対象の医療費

- 保険診療（医科・歯科・調剤等）分が対象です。
- 医師の指示により補装具（コルセットなど）をつくった場合も、助成の対象となります。このような場合は、まずは下記問合せ先にご連絡ください。

## ■ こんな時にはお届けを

- (1) 氏名、住所、加入している健康保険に変更があったとき
- (2) 受給者証をなくしたとき
- (3) 出産したとき
- (4) 死産、流産したとき



〈市民窓口課予約サイト〉



〈電子申請サービス〉

## ■ 届出窓口

- 市民窓口課市民総合窓口  
\* 市民総合窓口での手続は予約ができます。予約サイト又は予約専用  
電話（Tel.050-1809-8310）をご利用ください。
- 栄・下田サービスセンターの総合窓口グループ

※受給者証の新規取得及び再発行は電子申請が可能です

## ■ 有効期限について

医療費助成の有効期限は、出産した日の翌月末日までです。出生届を出されるときに有効期限の終期を確認しますので、必ず受給者証をお持ちください。

なお、出産日が出産予定日より月をまたいで早まった場合は、助成対象期間も短くなります。有効期間を過ぎた受給者証を使った場合、医療費の返納が必要になりますのでご注意ください。

【問合せ先】三条市教育委員会子育て支援課子育て支援係 Tel. 0256-45-1113